

島根県報

第一、四〇二号

平成十四年九月十三日

(金曜日)

告 示

目 次

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(地 方 課)	一
救急病院の指定	(医 療 対 策 課)	一
救急病院の協力申出の撤回	(〃)	二
介護保険法の指定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	二
林業種苗法の規定に基づく指定採取源の指定の解除	(林 業 振 興 課)	二
保安林予定森林(九件)	(森 林 整 備 課)	九
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(商 工 企 画 課)	一四
大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定に基づく意見の概要	(〃)	一五
道路の区域の変更	(道 路 整 備 課)	一五
道路の供用開始	(〃)	一八
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(建 築 住 宅 課)	一八
島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定事業活動制限事業者及び指定地域の指定	(経 営 支 援 課)	一九

告 示

示

島根県告示第八百十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、平田市長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

新たに土地が生じた場所	面 積	編入先の字
平田市小津町字森石二三〇番六地先から同市十六島町字森石一三八三番六地先に至る公有水面埋立地	六六六・五七平方メートル	小津町字森石

(ただし、右地番は、平成十三年二月二十八日現在のものである。)

島根県告示第八百十五号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院に該当すると認められたので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称	所 在 地	認 定 期 間
益田地域医療センター 医師会病院	益田市遠田町一九一七―二	平成十四年八月二十八日から 平成十七日八月二十七日まで

島根県告示第八百十六号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定する救急病院に係る協力申出が撤回されたので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
日原共存病院	鹿足郡日原町大字枕瀬二二八一 一八	平成十四年九月 三十日

島根県告示第八百十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年九月十三日

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 採 取 源 の 種 別	樹 種	所 在 場 所	本 数 (本)	面 積 (ha)	所 有 者 等 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称
四五―六六	四六・七・一三	普通母樹林	すぎ	大田市富山町神原八六〇― 一	一七一	一・九〇	出雲市渡橋町三五三―一―一〇二 品川直輝
四五―六七	四六・七・一三	普通母樹林	ひのき	大田市富山町神原八六〇― 一	七七四	〇・八六	出雲市渡橋町三五三―一―一〇二 品川直輝
四五―六九	四六・七・一三	普通母樹林	あかまつ	邑智郡川本町川本三二一 二―四	一〇	〇・一〇	邑智郡川本町川本二二三―一 会下忠治郎
四五―六九	四六・七・一三	普通母樹林	すぎ	邑智郡川本町川本三二一 二―四	一〇	〇・二〇	邑智郡川本町川本二二三―一 会下忠治郎

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第八百十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定により、指定採取源の指定を次のとおり解除したので、同法第四項において準用する同法第五条の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
松江市	居宅療養管理指導	松江市立病院	松江市灘町一〇 一番地	平成十四年九月 四日
医療法人社団 水澄み会	痴呆対応 型共同生 活介護	グループホーム みずすみ	那賀郡三隅町河 内四六九番地一	平成十四年九月 四日

四六一九四	四六一九一	四六一八九	四五―八一	四五―八〇	四五―七九	四五―七八	四五―七七	四五―七五	四五―七四	四五―七三	四五―七二	四五―七一	四五―六九
四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
すぎ	ひのき	くろまつ	すぎ	あかまつ	あかまつ	すぎ	ひのき	ひのき	すぎ	ひのき	すぎ	ひのき	ひのき
邑智郡川本町三俣六九五	邇摩郡仁摩町天河内九二九	大田市大田町大田ロ一五三八―四	邑智郡桜江町谷住郷二九二四	邑智郡石見町日和三三三―一	邑智郡石見町日和二五―七―一	邑智郡瑞穂町鱒淵三三七四	邑智郡瑞穂町鱒淵三三七四	邑智郡羽須美村阿須那三〇四六	邑智郡羽須美村阿須那二七〇九―一	邑智郡羽須美村阿須那二七三八―一	邑智郡大和村都賀西八六〇―一	邑智郡邑智町熊美三五九―一ホカ一	邑智郡川本町川本三二―二―四
二、六二〇	二、〇〇九	六、七七七	五五〇	二八八	二六五	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇	一二五	二〇〇	六二	五〇〇	三〇
一・九五	二・八七	八・六〇	〇・五〇	〇・九〇	〇・七〇	一・二〇	〇・九〇	〇・一八	〇・一八	〇・四四	〇・四〇	一・〇〇	〇・二〇
邑智郡川本町三俣二九三 竹下 緑	松江市西川津町八三六―四 木島美香子	大田市大田町大田 根宜千恵子	江津市江津町渡津三二二 森岡健而	邑智郡石見町日和一九八五 寺本幸枝	邑智郡石見町日和九一〇 寺本 悟	下対部落有林	下対部落有林	邑智郡羽須美村阿須那一五〇三 光田輝夫	邑智郡羽須美村阿須那一七七七 三上晋之助	邑智郡羽須美村阿須那一七七八 高橋宗三	邑智郡大和村都賀西二九九 吉迫淳子	邑智郡邑智町熊美一七八 中原慶秋	邑智郡川本町川本一三三―一 会下忠治郎

四六一〇九	四六一〇八	四六一〇七	四六一〇六	四六一〇五	四六一〇四	四六一〇三	四六一〇〇	四六一九九	四六一九九	四六一九八	四六一九七	四六一九六	四六一九五
四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
ひのき	あかまつ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	すぎ	ひのき	すぎ	ひのき	すぎ	あかまつ	あかまつ	ひのき	あかまつ
邑智郡羽須美村阿須那二三 一三	邑智郡羽須美村雪田一三九 三	邑智郡羽須美村阿須那二六 四四一	邑智郡羽須美村雪田一四一 二	邑智郡大和村都賀行一一四 七	邑智郡大和村長藤八六二一 五ホカ一	邑智郡大和村都賀行七五 四一ホカ一	邑智郡邑智町千原一〇七六	邑智郡邑智町千原一〇八一	邑智郡邑智町千原一〇八一	邑智郡邑智町酒谷四九八	邑智郡邑智町酒谷四九九一 一	邑智郡邑智町上川戸七三 六一七	邑智郡川本町三原九五八一 一
五八〇	五二	三二三	一、二一〇	六八〇	五八六	一、八一〇	七三〇	六八六	六二	四五一	五二四	七九五	一、四七〇
〇・六〇	〇・二五	〇・四八	一・八〇	〇・七〇	〇・五一	一・七〇	二・五〇	一・七六	〇・二〇	二・二〇	一・六四	一・五〇	一・五〇
邑智郡羽須美村宇津井三七四 佐々木昭三	邑智郡羽須美村雪田四八 朝比奈政三	邑智郡羽須美村阿須那一〇一五 三上マサミ	邑智郡羽須美村雪田一六 本田勝明	大阪府東大阪市鷹殿町六一一 黒川 茂	邑智郡大和村長藤二五八 遠藤 武	邑智郡大和村都賀行三二〇 上田秀治	邑智郡邑智町千原四四七 田辺 伝	邑智郡邑智町千原四四七 田辺 伝	邑智郡邑智町千原四四七 田辺 伝	宮城県名取市内那智が丘一一〇一一 〇 多久茂樹	宮城県名取市内那智が丘一一〇一一〇 多久茂樹	邑智郡邑智町上川戸二八八 上原謙二	邑智郡川本町三原六八〇 坂根 剛

四六一二四	四六一二三	四六一二二	四六一二一	四六一二〇	四六一一九	四六一一七	四六一一六	四六一一五	四六一一四	四六一一三	四六一一二	四六一一一	四六一一〇
四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
あかまつ	すぎ	あかまつ	ひのき	ひのき	ひのき	すぎ	ひのき	あかまつ	すぎ	すぎ	ひのき	ひのき	ひのき
邑智郡石見町日和二九六 二二三	邑智郡石見町矢上二四九 九一一ホカ一	邑智郡石見町井原三三〇四	邑智郡石見町中野三五一九	邑智郡石見町中野四四五 〇一二二ホカ二	邑智郡石見町中野三九三三	邑智郡瑞穂町上龜谷一二四 五	邑智郡瑞穂町上龜谷一二五 〇一九	邑智郡瑞穂町上龜谷一〇三 三一ホカ一	邑智郡羽須美村下口羽二八 七三	邑智郡羽須美村戸河内二五 〇六	邑智郡羽須美村木須田三五 五	邑智郡羽須美村阿須那一九 七九	邑智郡羽須美村口羽一〇五 一一一
七二〇	三、五八七	六二四	一二六	九二七	二六四	一、六〇六	二、二四八	四、五三五	五二〇	一、三二〇	二五三	一二七	三三七
一・二〇	三・五〇	〇・八〇	〇・三〇	〇・七〇	〇・二〇	二・四〇	二・五〇	四・〇〇	〇・四〇	一・〇八	〇・二六	〇・二〇	〇・三三
東京都北区赤羽一四二一八―四〇二 安原直	邑智郡石見町矢上二八―一 岸 祐治	邑智郡石見町井原一五 服部俊幸	邑智郡石見町中野二九八七 三上 哲	邑智郡石見町中野一一一五 服部龜治	邑智郡石見町中野一一三二 天川泰登	邑智郡瑞穂町上龜谷 洲浜作三	邑智郡瑞穂町上龜谷 洲浜作三	邑智郡瑞穂町上龜谷 洲浜春人	邑智郡羽須美村下口羽五三六一― 井上昌義	邑智郡羽須美村戸河内一四七〇 栢野博司	邑智郡羽須美村木須田一〇三 五島 専	邑智郡羽須美村阿須那四二九 酒井多助	邑智郡羽須美村上口羽八〇八 河野朋子

四七―七六	四七―七五	四七―七四	四七―七三	四七―七二	四七―七一	四七―七〇	四七―六九	四七―六八	四七―六七	四七―六六	四六―二二七	四六―二二六	四六―二二五
四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
あかまつ	あかまつ	あかまつ	ひのき	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	ひのき	ひのき	ひのき	ひのき
邑智郡川本町馬野原二〇三 ホカ一	邑智郡川本町馬野原二〇一	邑智郡川本町湯谷一七〇 ホカ一	大田市三瓶町野城六一六一 一	大田市三瓶町野城六一六一 一	邇摩郡仁摩町大国二二三〇	邇摩郡温泉津町小浜一〇三 七―三	大田市川合町忍原一―一 一―ホカ二	大田市三瓶町池田三〇〇 九―一	大田市三瓶町奥畑二五九三	大田市川合町川合四八九 四―四	邑智郡桜江町市山八六一	邑智郡桜江町谷住郷三九三 四―二	邑智郡石見町井原三六九 八―三〇
一、五三七	一、二〇〇	四、一〇〇	二、三五八	四、二七五	一、一二七	八四五	四二七	五一八	二八六	三一―	一、一三六	五、四〇九	五三〇
一・二三	〇・九七	三・二三	一・八〇	四・五〇	一・一五	〇・九五	〇・四〇	〇・六四	〇・三六	〇・三七	〇・七二	三・九二	〇・四〇
伊藤 仁 邑智郡川本町馬野原一六	伊藤 仁 邑智郡川本町馬野原一六	徳永 雅 邑智郡川本町湯谷一〇〇八	松井正次郎 大田市久手町刺鹿一〇三八	松井正次郎 大田市久手町刺鹿一〇三八	田平俊幸 邇摩郡仁摩町大国一九四九	重田保之 邇摩郡温泉津町小浜口五七―二	稲積梯爾 大田市川合町忍原イ一七―一	松尾為喜 大田市三瓶町池田三二一	梶谷典子 大田市三瓶町池田一四三八	松本吉章 大田市川合町川合三三八二	石津久明 邑智郡桜江町市山	中村 靖 邑智郡川本町窪	半田允彬 邑智郡石見町井原八二八

四七一九一	四七一九〇	四七七八九	四七七八八	四七七八七	四七七八六	四七七八五	四七七八四	四七七八三	四七七八二	四七七八一	四七七八〇	四七七八八	四七七七七
四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	あかまつ	すぎ	すぎ	あかまつ	すぎ
二一 一	邑智郡瑞穂町鱒淵三四七	邑智郡瑞穂町八色石八三六	邑智郡瑞穂町八色石八三四	五 邑智郡羽須美村雪田一八一	九 邑智郡羽須美村雪田一八二	邑智郡羽須美村阿須那	邑智郡羽須美村阿須那	七 七 邑智郡羽須美村阿須那三〇	邑智郡大和村長藤九七〇	邑智郡大和村都賀行九九二	一 一 邑智郡邑智町別府六四三一	邑智郡邑智町別府五七一	カ 一 邑智郡邑智町千原八七一ホ
一、九〇〇	四、六二〇	五、三八〇	三八四	四八八	一八〇	五二二	二八一	五四六	六二〇	八〇〇	六八六	四四〇	三、四九七
二・四〇	四・七〇	五・九〇	〇・四〇	〇・五五	〇・三〇	〇・九一	〇・六一	〇・七八	一・一〇	一・四〇	〇・九八	一・一〇	三・一五
日高幾次 邑智郡瑞穂町下田所	那須野数江 邑智郡川本町川本	那須野数江 邑智郡川本町川本	柿迫千米 邑智郡羽須美村雪田一八一	高宮繁樹 邑智郡羽須美村雪田八三九	岸田美美 邑智郡羽須美村阿須那	高橋宗三 邑智郡羽須美村阿須那一七七八	光田輝夫 邑智郡羽須美村阿須那一五〇三	種良作 邑智郡羽須美村阿須那一四二四	漆谷芳 邑智郡大和村長藤五九〇	渡邊俊民 邑智郡大和村宮内四五八	水本四郎・水本美登利 邑智郡邑智町別府五一六	渡辺スエコ 邑智郡邑智町別府二二二	田辺克 邑智郡邑智町千原五

四八―五五	四八―五四	四八―五三	四七―一〇二	四七―一〇一	四七―一〇〇	四七―九九	四七―九八	四七―九七	四七―九六	四七―九五	四七―九四	四七―九三	四七―九二
四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
すぎ	すぎ	すぎ	ひのき	すぎ	あかまつ	すぎ	すぎ	すぎ	あかまつ	すぎ	すぎ	あかまつ	すぎ
邇摩郡温泉津町上村	大田市山口町山口一二六四 統一	大田市大森町大森	邑智郡桜江町田津五八二ホ カ二	邑智郡桜江町田津五八二ホ カ二	邑智郡桜江町大貫八四一	邑智郡桜江町谷住郷二五〇	邑智郡石見町井原三五二 九―四ホカ二	邑智郡石見町中野三八九 四―五	邑智郡石見町井原三五三六	邑智郡石見町矢上六六〇〇 ホカ一	邑智郡石見町矢上六八九 〇―一	邑智郡石見町中野三五一三	邑智郡石見町日貫四二〇 四―一
四、三二一	八四七	八六一	六三七	一、四四三	一、三一九	四五八	五三六	三二二	一八六	五九〇	四四二	四六五	五、五三〇
三・三五	一・一〇	一・〇五	〇・九一	一・四八	三・三四	〇・五五	〇・五一	〇・二八	〇・三〇	〇・五六	〇・五六	一・五八	四・六一
邇摩郡温泉津町上村八九 茅島好市	大阪府堺市白鷺町三一―一―四 能美甲子郎	大田市水上町三久須九 中田利治	邑智郡桜江町田津二六七 坂根直幸	邑智郡桜江町田津二六七 坂根直幸	邑智郡桜江町大貫三七八 中村久左右衛門	邑智郡桜江町谷住郷一四二七 渡辺信親	邑智郡石見町井原八二八 半田允彬	邑智郡石見町中野一二一四 天川藤信	邑智郡石見町井原八二八 半田允彬	松江市比津が丘一―二―一二 森脇 皎	松江市比津が丘一―二―一二 森脇 皎	邑智郡石見町中野二八三七 柳幸純基	邑智郡石見町矢上六〇〇〇 石見町

四八―五六	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	邑智郡川本町湯谷一―一六〇―一	五、五三〇	七・〇〇	広島県三次市十日市西二―一三―一八 藤間英文
四八―五七	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	一 邑智郡邑智町酒谷五二〇―一	三五五	〇・七八	邑智郡邑智町酒谷四八五 景山 豊
四八―五八	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	邑智郡邑智町酒谷七三八	六五五	一・一五	邑智郡邑智町酒谷一〇六 福間捷三
四八―五九	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	邑智郡邑智町酒谷五八三	一、六五〇	一・〇〇	邑智郡邑智町酒谷九一 波多野将行
四八―六〇	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	二 邑智郡邑智町酒谷五八〇―一	三五〇	〇・五〇	邑智郡邑智町酒谷九一 波多野将行
四八―六一	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	邑智郡邑智町吾郷一七九一	二〇七	〇・四七	邑智郡邑智町吾郷三六〇 高岡孝行
四八―六二	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	邑智郡羽須美村上口羽	一、五三五	一・五四	邑智郡羽須美村上口羽一二三 森 早雄
四八―六三	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	邑智郡羽須美村上口羽	三三二	〇・二六	邑智郡羽須美村上口羽一二三 森 早雄
四八―六四	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	邑智郡羽須美村上口羽一八二八―一	二五七	〇・二五	兵庫県神戸市垂水区小東山四―一八―五 河野恵宗
四八―六五	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	邑智郡瑞穂町八色石	一、三二五	五・〇〇	邑智郡川本町川本 那須野数江
四八―六六	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	邑智郡桜江町谷住郷	一、〇七八	一・一〇	邑智郡桜江町谷住郷一四五三―三 木村恒夫

島根県告示第八百十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第
二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

一 保安林予定森林の所在場所

益田市土井町ロ二五二九からロ二五三三まで、ロ二六二九の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

島根県知事 澄 田 信 義

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百二十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第 二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

益田市栃山町イ二九一、イ二九一内一、イ二九九、イ二九九内一、イ三〇〇の一、イ三〇〇の二、イ三〇一の一からイ三〇一の三まで、イ三〇二の一からイ三〇二の三まで、イ三〇四の一、イ三〇四の二、イ三〇四統一、イ三〇九、イ三一の一からイ三一の一の三まで、イ三一内二、イ三一内三、イ三一三の二、イ三一三の四、イ三一四、イ三一六、イ三一七、イ三一八内一、イ三一八内二、イ三一八の三、イ三二五、イ三二五の一、イ五六八の一、イ五六八内一、イ五六八の二、イ五六八内三、イ五六八内四、イ五六八の五、イ五六八内六、イ五六八の七、イ五六八の八、イ五九二の一、イ五九四、イ五九五の一からイ五九五の四まで、イ五九六、イ五九六内一、イ五九七の一からイ五九七の五まで、イ五九八の一からイ五九八の四まで、イ六〇〇、イ六〇一の一、イ六〇一の二、イ六〇二、イ六〇二内一、イ六〇三、イ六〇三内一、イ六〇三内二、イ六〇五、イ六〇五内一、イ六〇五内二、イ六四二、イ六四三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百二十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第 二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

飯石郡赤来町大字井戸谷七七二の六、七七四の二、大原郡大東町大字刈畑字成ノ向七一六の一、字上ヶ市一六一九の一、字姉ヶ市一九〇二、大字下久野一二四四の二、仁多郡横田町大字大谷字上ノ谷一二四八から一二五〇まで、字中ノ谷上平一二五一、中ノ谷下平一二五二、一二五二内一、字下ノ谷一二六三、一二六四、字下ノ谷頭一二六五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百二十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

一(一) 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字川本二二九四の一四

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字小谷二二〇、二二四の一、二二四の二、四九一の一、四九一の二、四九三、五九九、瑞穂町大字市木二二二六の一、六六三七、六六三八

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百二十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑智町大字九日市二九〇の一、二九〇の統一、三〇〇、九七一から九七四まで、一三三六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字九日市二九〇の一、二九〇の統一、三〇〇、九七三、九七四、一三三六

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑智町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百二十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第
二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

邑智郡石見町大字日和三二七四の八、三二七四の二八、大字日貫一三一八の二、三九
八三の一、三九八五、三九九一の一、三九九一の二、三九九二、三九九三の一から三九
九三の三まで、三九九四から三九九六まで、三九九七の三、三九九八、四〇〇〇の九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字日貫二三一八の二、三九八三の一、三九八五、三九九一の一、三九九一の二、
三九九二、三九九三の一から三九九三の三まで、三九九四から三九九六まで、三九
九七の三、三九九八、四〇〇〇の九

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び石見町役場に備え置いて縦
覧に供する。)

島根県告示第八百二十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第
二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

邑智郡桜江町大字長谷三〇七二の二、大字谷住郷三七三三、三七二六、三七二八の一、
大字田津二四七、五六九、五六九の一、五七〇、五七一の二、五七七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び桜江町役場に備え置いて縦
覧に供する。)

島根県告示第八百二十六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第
二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡六日市町大字上高尻七二一の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町大字商人字家ノ背戸二五九五の一

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百二十七号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

一(一) 保安林予定森林の所在場所

簸川郡佐田町大字大呂字三京家ノ空七〇二、字三京家ノ上七〇七、字山居坂二六二

一、二六二二、字布子谷二六二五の一から二六二五の三まで、字打尾二六二七の一、字清水尻二六三四の一、字段原二六三五、字山居二六三六の一、三一九五

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三京家ノ空七〇二、字山居坂二六二一、二六二二、字布子谷二六二五の一、

二六二五の三、字打尾二六二七の一、字清水尻二六三四の一、字段原二六三五、

字山居三一九五

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

出雲市所原町字大クドセ二五五四の二、二五五四の五、二五五五、二五五五の一、

二五五五の二、字上河原クドシ道下タ四五一一の二、四五一一の九、四五一一の一〇、

乙立町字城山三三三三、三三三三、字大谷三三三四、五二七〇の一、五二七二の一、

五二七二の三、字松原下モモク、イゴ五二六四の一、五二六四の一〇、五二六四の一

四、字風越シ五二六七、字立久恵向五二六八の一、五二六八の一〇、五二六八の一四、

五二六九の一、字長廻五二七三の三、五二七三の一、五二七三の二、五二七五の一

一、五二七五の二、字大クドセ五二七四の一

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに出雲市役所及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら益田店・ウォンツ益田高津店 島根県益田市高津町
イ一一二八―六一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

益田市製材木工業協同組合 理事長 安野次雄

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎 埼玉県さいたま市宮原町二丁目一九番四号

株式会社ハーティウォンツ 代表取締役 福岡慎二 広島県広島市安佐南区祇園三丁目二六番地三号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十五年五月三十日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、三一五・八七平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収用台数

百四十四台 店舗所在地内

(二) 駐車場の位置及び収容台数

三十台 店舗所在地内

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

二四八・九〇平方メートル 店舗所在地内

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二九・九四立法メートル 店舗所在地内

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

四カ所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前十時から午後八時まで

二 届出年月日 平成十四年八月二十九日

三 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市企業誘致・振興課(益田市常盤町一番地一)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

県 道	国 道 百八十四号	道路の種類	路線名	道 路 の 区 域		変更前後の別	敷地の幅員	延 長	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備 考		
				区	間						前	後
松江鹿島美保関線				邑智郡邑智町大字酒谷七〇一番二地先から同大字七〇二番二地先まで	八東郡島根町大字野波字井手ノ上四〇七七番二地先から同大字殿浦四〇七七番七地先まで	前 A 六・〇〇 後 B 一・二・五〇	前 B 一・二・五〇 後 B 三・二・〇〇	メートル 一・二・〇〇 メートル 一・三〇・〇〇	四・五〇 六・〇〇	四三・五〇	松江土木建築事務所	〃 ダブルウェイ解消

(四) 意見の内容
(五) 意見を述べる理由
3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第八百二十九号

平成十四年島根県告示第四百九十八号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が提出されたので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。
平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
生鮮食品おだ出雲店 出雲市矢野町八六四一―一外
- 二 意見の概要
1 店舗周辺の交通渋滞の緩和、歩行者の交通安全に十分配慮すること。

- 2 閉店後の駐車場における騒音の抑制に努めること。
- 3 食品廃棄物については悪臭が出ないように、また、法に合った適切かつ迅速な処理をすること。

三 縦覧場所
出雲市商工振興課（出雲市今市町一〇九番地一）
四 縦覧期間
告示の日から一月間

島根県告示第八百三十号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
佐田小田停車場線	遥堪今市線	三刀屋木次イン ター線	上久野大東線	安来木次線									
簸川郡多伎町大字小田一八〇四番四地先から同 大字一七三〇番二地先まで	出雲市矢野町六八八番二地先から同市小山町五 七八番一地先まで	大原郡木次町大字下熊谷一五五九番四地先から 同大字一一三三番五地先まで	大原郡大東町大字篠淵一一一七番一地先から同 大字一一一〇番一地先まで	大原郡大東町大字塩田五七七番地先から同大字 五一一番一地先まで	能義郡広瀬町大字石原三五七番一地先から同大 字一〇番三地先まで								
前	後 B A		前 A	後	前	後	前	後	前	後 B A		前 A	後
六・〇〇〇 二一・〇〇〇	一五・〇〇〇 三五・〇〇〇	九・〇〇〇 一二・〇〇〇	九・〇〇〇 一二・〇〇〇	一三・六〇〇 三六・〇〇〇	一三・六〇〇 三〇・〇〇〇	九・〇〇〇 一八・五〇〇	五・〇〇〇 九・〇〇〇	四・〇〇〇 一一・五〇〇	三・五〇〇 五・〇〇〇	九・〇〇〇から 三八・〇〇〇	六・〇〇〇 一六・〇〇〇	六・〇〇〇 一六・〇〇〇	五・五〇〇 一三・七〇〇
五六五・〇〇	二九九・〇〇	三〇四・〇〇	三〇四・〇〇	八五・〇〇	八五・〇〇	九〇・〇〇	八八・〇〇	一二〇・〇〇	一一四・〇〇	四九〇・〇〇	四九〇・〇〇	四九〇・〇〇	四三・五〇
出雲土木建築事務所						木次土木建築事務所					広瀬土木事務所		
拡幅	〃	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ		〃

"																
"																
"																
桜江金城線																
出雲平田線																
十六島直江停車場線																
邑智郡桜江町大字長谷一五二八番一地先から同 大字二七二三番二地先まで				邑智郡桜江町大字長谷一五二八番一地先から同 大字一五二八番一地先まで				平田市西代町三〇三番三地先から同町三〇三番 一地先まで				平田市西代町二七七番地先から同町三〇三番二 地先まで	平田市西代町二九八番一地先から同町三〇三番 一地先まで			
後	前	後		前	後	前	後	前	後	前	後	前	後			
一八・〇〇〇 六二・〇〇〇	五・〇〇〇 一二・〇〇〇	九・〇〇〇 七五・〇〇〇	三・〇〇〇 一四・〇〇〇	三・〇〇〇 一四・〇〇〇	一〇・〇〇〇 二二・〇〇〇	八・〇〇〇 一六・〇〇〇	八・八〇〇 一七・四〇〇	八・〇〇〇 一七・〇〇〇	一六・〇〇〇 四四・〇〇〇	一二・〇〇〇 二五・〇〇〇	一五・六〇〇 三四・〇〇〇	一三・〇〇〇 一四・〇〇〇	一三・〇〇〇 四五・〇〇〇			
二二八・〇〇	二四〇・〇〇	一、二七五・〇〇	一、五九七・〇〇	一、五九七・〇〇	六〇・〇〇	六〇・〇〇	三九・〇〇	三九・〇〇	一二九・〇〇	一三〇・〇〇	一一一・〇〇	一二六・〇〇	五六〇・〇〇			
川本土木事務所																
拡幅	"	ダブルウェイ		"	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "				
上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。																

島根県告示第八百三十一号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき告示する。

"		日原須佐線	鹿足郡日原町大字溪村字森平一三番二地先から同大字字笹芽一四七八番一地先まで		後	前	津和野土木事務所	"
					一四・六〇〇 一二〇〇・〇〇〇	七・二〇から 二二・八〇	二五六一・〇〇	拡幅
							二五六一・〇〇	災害防除

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。
平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
国 道	四百三十一号	簸川郡大社町大字中荒木七六一番二地先から同大字一八五二番二地先まで	二四五・〇〇〇 ^{メートル}	平成十四年九月十三日	出雲土木建築事務所	
"	三百七十五号	邑智郡邑智町大字別府四九七番五地先から同大字四五〇番五地先まで	五三五・〇〇〇	"	川本土木建築事務所	
県 道	上久野大東線	大原郡大東町大字塩田五七七番地先から同大字五一二番一地先まで	一二〇・〇〇〇	"	木次土木建築事務所	
"	"	大原郡大東町大字篠淵一一一七番一地先から同大字一一〇番一地先まで	九〇・〇〇〇	"	"	
"	"	大原郡大東町大字上久野一七二四番一地先から同大字一七七七番一地先まで	一五〇・〇〇〇	"	"	
"	川本波多線	飯石郡頓原町大字角井一三六二番地先から同大字一三五八番三地先まで	七五・〇〇〇	"	"	

号)の一部を次のように改正し、平成十四年九月十三日から施行する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第八百三十二号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値(平成十三年島根県告示第六十九号)

表中 「那賀郡旭町 旭丘」 簡易耐火構造二階建 昭和五一〇・九〇 を

那賀郡旭町		旭丘	簡易耐火構造二階建	昭和五一〇・九〇
旭インター	木造二階建	平成一三〇・九六	に改める。	

公 告

島根県中小企業制度融資要綱（昭和四十七年島根県告示第二三三十九号）第三条第六号に規定する指定事業活動制限事業者及び同条第七号に規定する指定地域を次のとおり指定したので公告する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 指定事業活動制限事業者

番号	名 称	住 所	指 定 年 月 日
十四―二	株式会社マイカル	大阪市中央区淡路町二丁目二番九号	浜田サティにあつては 平成十四年六月三十日 出雲サティにあつては 平成十四年八月三十一日

二 指定地域

番号	地 域	指 定 年 月 日
十四―三	出雲市今市町二百五十九番地一	平成十四年八月三十一日

毎週火・金曜日発行

平成十四年九月十三日印刷
平成十四年九月十三日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)